

意見書（案）第6号

原発運転の60年超を容認するエネルギー関連法案の見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	紫 野 あすか
賛成者	〃	野 村 羊 子

原発運転の60年超を容認するエネルギー関連法案の見直しを求める意見書

政府は2月28日、60年を超えた原発の運転を可能にする電気事業法改正案を含むエネルギー関連の5つの法案を閣議決定した。2011年の東京電力福島第一原発事故を踏まえた「原則40年、最長60年」と定めた運転期間のルールを変えるものである。

この法案は電気事業法と原子炉等規制法、再生可能エネルギー特別措置法、使用済み核燃料再処理法、原子力基本法の5つの法律を一本化した「束ね法案」である。法案では、原子力規制委員会が所轄する原子炉等規制法で規定された原発の運転期間ルールが削除される。経済産業省が所轄する電気事業法に移管し、新たに明記された「原則40年、最長60年」を維持しつつ、規制委員会による審査や司法判断で停止した期間を運転期間に含めない仕組みになり、審査のために原発を10年以上停止した場合、運転開始から70年まで運転が可能になってしまう。現行制度では廃炉になるはずの老朽化した原発が全国各地で稼働されることになる。

原子力規制委員会では、地質学者で日本地質学会会長を務めている石渡 明委員が「この改変は科学的、技術的な新知見に基づくものではない。安全側への改変とも言えない。審査を厳格にすればするほど、将来、より老朽化した炉を運転することになる。私はこの案には反対する。安全側への改変とは言えず、法改正の必要はない」と言い切った。別の委員からも「せかされて議論してきた」との不満の声が上がっている。原子力規制委員会の委員が法改正に反対したままの状態にもかかわらず、閣議決定で手続を強引に進める異例の事態である。慎重な審議も行わず、専門家の科学的知見を無視し、原発再稼働、推進ありきで原子力事業を進めることは、老朽化原発による事故のリスクが増すばかりであり、福島での原発事故の教訓を放棄したと言わざるを得ない。

よって、本市議会は、政府に対し、60年を超えた原発の運転を可能にする電気事業法改正案を含むエネルギー関連の5つの法案の見直しを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち